

江東 5 区大規模水害避難等対応方針 要約

1 . 想定する大規模水害

長雨などによる荒川の洪水と東京地方への伊勢湾台風級(中心気圧 930hPa)以上の台風の襲来による東京湾の高潮が同時期に発生することによって、荒川の両岸を含む対象地域の広範囲に浸水被害が生じる事態を想定する。

2 . 大規模水害による犠牲者ゼロに向けた広域避難の推進

江東 5 区の全域が浸水する様な大規模水害に対して、発災前の安全な段階で浸水区域内の全ての区民が広域避難することを理想とし、大規模水害による犠牲者ゼロの達成に向けて、江東 5 区が連携して広域避難を基本とした避難対応を推進する。

3 . 広域避難に向けた江東 5 区共同による検討の実施

大規模水害の発生 3 日前を目安 として、江東 5 区のいずれかの区長が必要と判断した場合に、江東 5 区が共同で広域避難に向けた検討を実施する。

「関係機関の情報などから、概ね 72 時間後に荒川が氾濫する恐れがある場合、または概ね 72 時間後に 930hPa 程度の勢力を持つ台風の東京地方への直撃が予想される場合」を原則とし、他の関連情報も踏まえて判断する。

4 . 広域避難に対応した江東 5 区独自の避難情報の発表

大規模水害の恐れがある場合は、共同検討における判断に基づいて、区民に対して大規模水害の可能性を伝えるとともに、全ての人を対象に自主的な広域避難の実施を呼び掛けることで、早い段階での区民の主体的な避難行動を促す。

また、さらなる広域避難の実効性を高めるために、大規模水害が発生する概ね 1 日前において「広域避難勧告」を発表することを目指して、江東 5 区が連携して広域避難に関する対応の具体化を図る。そのために必要な支援を関係機関に対して求めていく。

5．垂直避難者の発生を踏まえた被害低減策の推進

大規模水害に対して全ての区民が広域避難することが理想ではあるものの、現段階においては様々な理由から垂直避難者の発生が不可避であることから、それを最小限にとどめるよう努める。併せて平素より、浸水域での籠城避難への対応のための自己備蓄と避難時の携帯の徹底や、自力による脱出のための準備（ボートの確保等）、避難所の拡充の継続、救出に向けた関係機関との連携強化といった垂直避難者の被害の低減に向けた対策に取り組む。

6．大規模水害対応の理解促進に向けた区民とのコミュニケーションの実施

江東5区における大規模水害のリスクと早期段階における広域避難の重要性に関し、広く地域住民の理解を得られるよう、一連のプロセス（大規模水害に関する問題の認識、広域避難の必要性の理解、広域避難の実現に向けた課題の認識、垂直避難を避けられない現実の認識、垂直避難の困難さの理解、全てを踏まえた上での広域避難の重要性の再認識）に基づき、課題や適切な対応の理解促進・普及啓発を実施する。

7．広域避難の実効性の強化に向けた協議会の立ち上げ

広域避難の促進に向けては、その判断や避難先の確保、避難行動支援など、国や都等の関係機関との連携によって初めて対応が可能となる課題が数多く存在する。そこで今後、「江東5区広域避難推進協議会」を立ち上げ、広域避難の具体化に向けた検討を加速する。

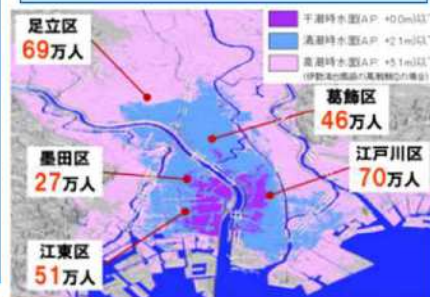
大規模水害による犠牲者ゼロのために『自主的に早めの広域避難』

I. 江東 5 区では広域避難が必要です

- 地球温暖化の影響で、巨大な台風や今までにないような激しい豪雨等により、高潮や洪水による大規模水害が世界各地で発生しています。
- 多くの地域が満潮位以下のゼロメートル地帯である江東 5 区（墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区）で大規模水害が発生すれば、江東 5 区のほとんどが浸水します。床上浸水となる浸水想定区域内の居住人口は250万人（居住人口の9割以上）にも及びます。
- 浸水が継続する時間も長期（2週間以上）にも及ぶ地域があります。二次的な人的被害リスクが高まります。



江東 5 区の人口 260万人
浸水区域内人口 250万人



II. 対象とする水害・想定している事態は？

①対象とする水害

- この計画が対象としている水害は、今までに経験したことがないような巨大台風による高潮氾濫や、長期間の豪雨による荒川及び江戸川の大規模洪水氾濫です。



②想定している事態

- 浸水の深さが最大で約10メートルも浸水する地域や、氾濫流により家屋の倒壊・流出のおそれがある区域（堤防沿い等）もあります。
- 江東 5 区は河川に囲まれており、広域避難をするためには橋を渡る必要があります。人が集中する駅や橋梁のようなところでは大混雑が生じ、群集雪崩や将棋倒し等の大事故が発生するおそれがあります。
- 巨大台風の接近に伴う風雨により、電車のダイヤが乱れたり運行が停止し、避難することが困難になるおそれがあります。
- 浸水想定区域の居住人口が膨大であるため、多くの人々が浸水区域内にとどまると救助が難航し、すべての人を救助しきれません。

III. 広域避難の対象と避難勧告等について

③広域避難が必要とされる地域及び対象者

- 広域避難が必要な地域は、高潮及び荒川と江戸川の洪水による想定最大規模の浸水想定区域に含まれている地域です。
- 堤防が決壊する前に、実際に浸水する範囲を絞り込むことができません。そのため、浸水想定区域内のすべての住民を広域避難の対象者とします。

④広域避難勧告・域内垂直避難指示（緊急）等の発令

- 自主的広域避難情報の発信と広域避難勧告・域内垂直避難指示（緊急）の発令基準は裏面のとおりで。

氾濫発生まで	避難行動
72時間	江東5区で共同検討開始 「自主的広域避難情報」が発信されたら 要配慮者や自主的に広域避難可能な人は広域避難 ※ 渋滞に注意して自動車での避難も可
48時間	「広域避難勧告」が発令されたら 浸水想定区域内の全住民は広域避難 徒歩又は電車で移動
24時間	要配慮者を除き自動車での避難は原則禁止
9時間	「域内垂直避難指示（緊急）」が発令されたら
0	広域避難を中止し、浸水深より高い自宅の居室や最寄りの高い施設へ避難

IV. 避難の方法は - 自主的な早めの広域避難を -

⑤-1 避難行動及び避難場所（要配慮者※以外）

※要配慮者：高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者

- 自ら情報を収集、判断し、早めに広域避難しましょう。
- まずは各自が確保した避難施設（親戚・知人宅や宿泊施設等）に避難しましょう。
- 現段階では、公的な広域避難場所は確保できていません。
- 域内垂直避難指示（緊急）が発令された場合は、広域避難を中止して、想定される浸水深よりも高い自宅の居室や施設にとどまってください。



⑤-2 避難手段（要配慮者以外）

- 自主的広域避難（24時間前までを想定）では、徒歩、電車のほかに自動車での避難も可能です。
- 広域避難勧告の発令後は、電車又は徒歩で移動するようにしてください。
- 多くの人が一斉に自動車で移動すると渋滞が発生し、避難が間に合わなくなる可能性があります。また、自ら移動が困難な人の自動車による避難を妨げてしまう可能性があります。

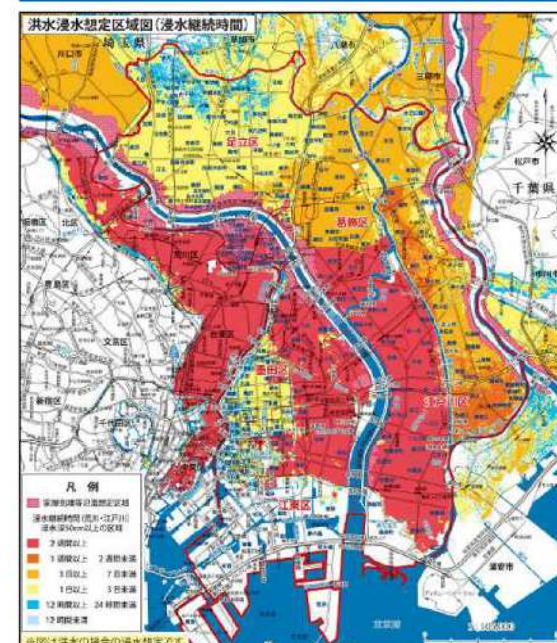


⑥-1 避難行動及び避難場所（要配慮者）

- 要配慮者以外と同様に、可能な限り早い段階で自主的広域避難をしましょう。
- ただし、入院患者及び福祉施設の入所者で、短距離、長距離問わず移動そのものに負担がかかる場合は、想定される浸水深よりも上階の屋内で安全を確保してください。
- 在宅の自ら移動が困難な人であっても、救助活動を効率的に行うため、可能な限り近距離の避難施設へ避難してください。ただし、外出も困難な場合は、福祉施設と同様に安全を確保したうえで備蓄等をしておいてください。

⑥-2 避難手段（要配慮者）

- 電車又は徒歩による移動が困難な人及びその付添者については、自動車での避難も可能です。



洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）
※荒川と江戸川の浸水想定区域を重ね合わせた場合



広域避難のイメージ

V. 日頃から備えましょう

- 広域避難先（親戚・知人宅や宿泊施設等）を確保しましょう。
- 広域避難に備えて携行品について準備しましょう。
- 広域避難が困難な人や施設管理者は、浸水区域内にとどまることに備えた**備蓄**をしましょう。
- 自ら移動が困難な人やその付添者は、利用可能な避難施設までの移動手段や、広域避難する場合の自動車の確保等について検討しましょう。

広域避難せずに自宅にとどまるとイメージ図のようなことが起こります
台風が発生する暑い時期に2週間以上も耐えられるでしょうか？



自宅にとどまった場合の生活環境イメージ
(出典:大規模水害対策に関する専門調査会報告 参考資料1-2 平成22年4月)

VI. 行政としての今後の課題

- **関係機関の役割・連携体制**
 - 広域避難の課題を解決し、実効性を確保するために、国・都が設置した「首都圏における大規模水害広域避難検討会」と連携し、江東5区として取り組みを継続します。
- **治安対策**
 - 避難により留守となった住居・施設への侵入窃盗防止対策のため、鍵かけなどの啓発とパトロールの徹底等について検討します。
- **意識の共有・啓発**
 - 浸水想定区域の住民及び社会全体が、大規模水害への理解を深め、自主的な避難行動を行う**社会の実現**を目指します。

広域避難勧告・域内垂直避難指示（緊急）等の発令基準

発令段階	想定時間	発令基準
I. 共同検討開始 (江東5区による検討)	氾濫発生 の72時間 前を想定	以下のいずれかの条件に合致した場合に検討を開始します。 ①72時間先の台風予報において、中心気圧930hPa以下の台風の予報円が東京地方を含むと予測された場合。 又は、 ②洪水に関連する情報として、荒川流域での3日間の平均雨量を積み重ねた値（以下、荒川流域3日間積算流域平均雨量）が概ね400mmを超える可能性があるとして予測され、江東5区に情報提供があった場合。 又は、 ③江東5区の区長いずれかからの発議があった場合。
II. 自主的広域避難情報（広域避難の呼びかけ）	氾濫発生 の72~24 時間前を 想定	以下のいずれかの条件に合致した場合に情報を発信します。 ①48時間先の台風予報において、中心気圧930hPa以下の台風の予報円が東京地方を含み、かつ、東京都（東京地方）に高潮警報発表の可能性が高いと予測された場合。 又は、 ②洪水に関連する情報として、荒川流域3日間積算流域平均雨量が概ね500mmを超える可能性があるとして予測され、江東5区に情報提供があった場合。 又は、 ③江東5区の区長の判断。
III. 広域避難勧告	氾濫発生 の24~9 時間前を 想定	以下のいずれかの条件に合致した場合に発令します。 ①930hPa以下の台風が概ね24時間以内に東京湾から神奈川県付近を含む地域へ到達すると予測され、気象庁が高潮特別警報を発表する可能性に関する記者会見を行う場合、又は、江東5区に高潮注意報が発表されており、当該注意報において堤防の天端高を越える最高潮位が予測されている場合。 又は、 ②洪水に関連する情報として、荒川流域3日間積算流域平均雨量が概ね600mmを超える可能性があるとして予測され、江東5区に情報提供があった場合。 又は、 ③江東5区の区長の判断。
IV. 域内垂直避難指示（緊急）	氾濫発生 の9~0 時間前を 想定	以下のいずれかの条件に合致した場合に発令します。 ①Ⅲの状態が高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合。 又は、 ②荒川が氾濫危険水位に達し、更なる水位上昇が見込まれる旨が通知された場合。 又は、 ③江東5区の区長の判断。

①高潮氾濫を見据えた条件
②洪水氾濫を見据えた条件
③①、②に捉われず必要な場合に発令することを想定した条件
※本発令基準は現時点で考えられる基準として時間軸で整理したものであり、今後実際の運用等を重ねて改善していく場合があります。

荒川下流タイムライン 拡大試行版の概要 Bブロック【江戸川区】					
	気象情報等	荒川下流 河川事務所	江戸川区	東京都・東京消 防庁・警視庁	交通事業者 ライフライン事業者
レベル1-1 (5日前)	○台風・気象情報の発表	○TL運用体制の構築 ○外部への広報（HP等） ○河川管理施設の点検 ○資機材の確認	○TL運用体制の構築	○TL運用体制の構築 ○資機材の確認	○TL運用体制の構築
(3日前)	○台風・気象情報の発表	○TL上のレベル設定 ○外部への広報（HP等） ○水文観測所情報の提供 ○資機材の準備 ○河川区域内の状況確認	○資機材の確認・準備 ○江東5区共同で広域避難の検討を開始 ○自主広域避難の呼びかけ	○資機材の準備	○資機材の確認・準備
(2日前)	○大雨・洪水注意報（埼玉、東京） ○強風注意報（埼玉） ○強風・波浪注意報（東京）	○TL上のレベル設定 ○外部への広報（HP等） ○水文観測所情報の提供	○広域避難先の調整 ○休校・休園措置の検討	○交通関連情報の収集・確認	○公共交通機関の運転規制（風速が規定値を超えた場合）
レベル1-2 (30時間前)	○水防団待機水位（岩淵水門（上）） ○大雨・洪水警報（埼玉、東京） ○暴風警報（埼玉） ○暴風・波浪警報（東京） ○記録的短時間大雨情報（埼玉）	○TL上のレベル設定 ○外部への広報（HP等） ○水文観測所情報の提供 ○今後の人員の再確認 ○岩淵水門閉鎖操作に係る行動	○江東5区共同で広域避難勧告の発表 ○公共交通機関の運行状況等の確認 ○休校・休園措置の決定・伝達	○今後の人員の再確認	○今後の人員の再確認 ○運行状況の共有
レベル2 (11時間前)	○はん濫注意情報（岩淵水門（上）） ○記録的短時間大雨情報（東京） ○大雨特別警報（埼玉、東京）	○TL上のレベル設定 ○交通規制情報の収集 ○外部への広報（HP等） ○洪水予報の伝達	○交通規制情報の収集 ○避難準備・高齢者等避難開始の発表 ○江東5区共同で早期垂直避難勧告の発表	○交通規制情報の収集 ○避難状況の把握	○交通規制情報の収集 ○駅構内の商業施設管理者へ情報提供 ○鉄道の運行継続及び停止に関する連携
レベル3 (3時間前)	○はん濫警戒情報（岩淵水門（上））	○洪水予報の伝達 ○自治体にホットライン	○避難勧告の発表 ○江東5区共同で垂直避難勧告の発表	○状況に応じた交通規制の実施	○地下施設へ避難情報の伝達
レベル4 (0時間)	○はん濫危険情報（岩淵水門（上））	○TL上のレベル設定 ○外部への広報（HP等） ○洪水予報の伝達 ○自治体にホットライン	○避難指示（緊急）の発表 ○江東5区共同で緊急避難指示（広域避難）の発表	○排水機場の運転停止 ○危険箇所からの退避	○危険箇所からの退避
レベル5 氾濫発生	○はん濫発生情報	○TL上のレベル設定 ○外部への広報（HP等） ○洪水予報の伝達 ○自治体にホットライン ○応急・復旧対策の検討・実施	○はん濫情報提供 ○広域支援・連携の要請 ○応急対策 ○長期避難者支援対策	○応急対策	○応急対策

【凡例】
 ■黒字: これまでも取り組んできた防災行動項目
 ■青字: 引き続き検討が必要な防災行動項目

注意報・警報の種類及び発表基準

令和 5 年 6 月 8 日現在

発表官署 気象庁

江戸川区	府県予報区		東京都	
	一次細分区域		東京地方	
	市町村等をまとめた地域		23 区東部	
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	32
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	-
	洪水	流域雨量指数基準	中川流域 = 41.4 旧江戸川流域 = 18.5	
		複合基準	-	
		指定河川洪水予報による基準	中川 [吉川] 江戸川 [野田] 荒川 [岩淵水門(上)]	
	暴風	平均風速	陸上	25m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	25m/s 雪を伴う
			海上	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm	
	波浪	有義波高	3.0m	
高潮	潮位	3.1m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	17	
		土壌雨量指数基準	134	
	洪水	流域雨量指数基準	中川流域 = 33.1 旧江戸川流域 = 14.8	
		複合基準	荒川流域 = (14 , 67.2) 中川流域 = (8 , 33.1) 旧江戸川流域 = (8 , 14.8) 江戸川流域 = (13 , 14.5)	
		指定河川洪水予報による基準	江戸川 [野田] 荒川 [岩淵水門(上)]	
	強風	平均風速	陸上	13m/s
			海上	13m/s
	風雪	平均風速	陸上	13m/s 雪を伴う
			海上	13m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5 cm	
	波浪	有義波高	1.5m	
	高潮	潮位	2.0m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪・なだれ			
	濃霧	視程	陸上	100m
海上			500m	
乾燥	最小湿度 25% で実効湿度 50%			
低温	夏期(平均気温): 平年より 5 以上低い日が 3 日続いた後、 さらに 2 日以上続くとき 冬期(最低気温): -7 以下、多摩西部は -9 以下			
霜	晩霜期 最低気温 2 以下			
着氷・着雪	大雪警報の条件下で気温が -2 ~ 2 の時			
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	100 mm		

(表面雨量指数 , 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

津波警報・注意報の分類

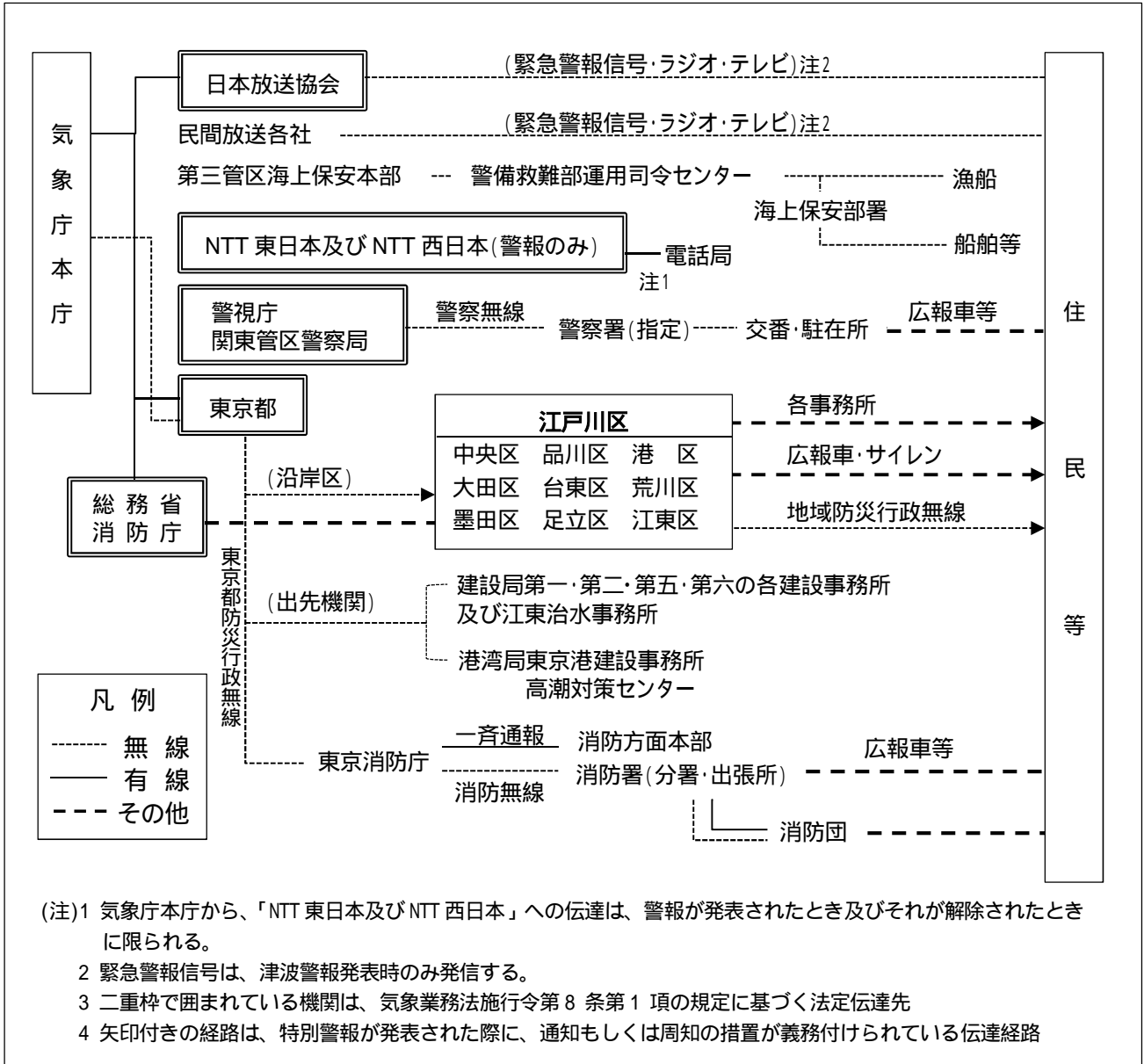
1. 津波警報・注意報分類表

	予想される 津波の高さ	気象庁が 発表する値	巨大地震の際 の当初表現	想定される被害
大津波警報	10m ~	10m超	巨 大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。
	5 m ~ 10m	10m		
	3 m ~ 5 m	5 m		
津波警報	1 m ~ 3 m	3 m	高 い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。
津波注意報	20cm ~ 1 m	1 m		海の中では人は速い流れに巻き込まれる。養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。

2. 津波予報区

津波予報中枢	担当津波予報区	津 波 予報区	伝 達 中 枢				
気象庁本庁	千葉県（野島岬南端以東の太平洋沿岸を除く）、東京都（小笠原村を除く）、神奈川県、静岡県	東京湾内湾	NTT 東京情報案内センター	日本放送協会本部	関東管区 警察局 警視庁	第三管区 海上保安本部	東日本旅客鉄道株式会社

大津波警報・津波警報・津波注意報等 伝達系統図



区内の地下空間施設一覧表

	施設名称	住 所	電話番号	FAX 番号	管理者名
1	小岩事務所	東小岩 6-9-14	3657-1101	3657-1436	生活振興部
2	総合文化センター	中央 4-14-1	3652-1111	3655-9935	サントリーパブリシティサービス
3	タワーホール船堀	船堀 4-1-1	5676-2211	5676-2501	アターブル松屋
4	小岩アーバンプラザ	北小岩 1-17-1	5694-8151	5694-8155	生活振興部
5	東部フレンドホール	瑞江 2-5-7	5666-1221	5666-1224	〃
6	中央図書館	中央 3-1-3	3656-6211	3656-6335	文化共育部
7	新川地下駐車場	船堀 6-11	5662-1930	3652-9858	土木部
8	小岩駅南口タクシープール	南小岩 7-23	5662-1945	〃	〃
9	平井駅北口駐輪場	平井 5-18-8 先	5662-1997	3651-3381	〃
10	西葛西駅北口駐輪場	西葛西 6-1 先	〃	〃	〃
11	西葛西駅南口駐輪場	西葛西 6-15-1 先	〃	〃	〃
12	瑞江駅南口駐輪場	瑞江 2-2-1 先	〃	〃	〃
13	一之江駅西口駐輪場	一之江 7-36 先	〃	〃	〃
14	葛西駅東口駐輪場	東葛西 6-3-20 先	〃	〃	〃
15	葛西駅西口駐輪場	中葛西 5-43-15 先	〃	〃	〃
16	篠崎駅西口駐輪場	篠崎町 7-20-19	〃	〃	〃
17	都営新宿線篠崎駅	篠崎町 7-27-1	047-324-5000	047-325-2630	馬喰駅務管区 本八幡駅務区
18	都営新宿線瑞江駅	瑞江 2-2-1	〃	〃	〃
19	都営新宿線一之江駅	一之江 8-14-1	〃	〃	〃
20	シャポー小岩	南小岩 7-24-15	3673-8761	3673-5506	(株)ジェイアル 東日本都市開発
21	ラパーク瑞江	瑞江 2-1-2	5219-0558	5219-2225	(株)ザイマックスアルファ

一覧表の施設は水防法第 15 条の地下街等に該当する

【江戸川区で定める地下街等の範囲（水防法第 15 条 1 項 4 号イ）は、次のとおりとする】

1. 消防法で定める防火対象物で、別表で掲げる施設が地下にあるもの。
 - ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条第 1 項参照
 - ・ 別表で掲げる施設：消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）別表第 1（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項、（九）項イ又は（十三）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを準用。ただし、関係者のみが利用するものは除く。
2. 地階駅
3. その他、区長が必要と認めるもの